

5月のマイナンバーカードの時間外交付日(要予約)は **14日・28日** 詳細はこちらから▶



**2025(令和7)年国民生活基礎調査が実施されます**

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)11112

厚生労働省では、6月から7月にかけて「2025(令和7)年国民生活基礎調査」を実施します。この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事項を調査し、厚生労働省が所掌する事務に関する政策の企画および立案に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象は全国から無作為に抽出され、調査対象として選ばれた世帯には4月下旬から5月上旬にかけて調査員がご自宅を訪問しますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いします。



**メーター検針を再開します**

【問合せ】水道お客様センター(角館庁舎) ☎(43)2282

5月より、田沢湖・西木地区で冬期間休止していた水道メーター検針を再開します。メーターやその周辺の雪囲いをされている方は、

あらかじめ取り外していただくようお願いいたします。水道メーター検針に関するお問い合わせは、お客様センターまでお願いします。

**水道の届出はお済みですか？**

【問合せ】水道お客様センター(角館庁舎) ☎(43)2282

水道を新たに使用する際や転居などにより水道を中止する際は水道使用異動届の提出が必要です。特に、転居する際に届出を忘れる方が多くなっています。届出がなければ、水道を使用することがありませんので、十分ご注意ください。



**倒産や解雇などにより離職された方へ  
非自発的失業者に係る国民健康保険税の  
軽減制度のお知らせ**

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

国民健康保険では、倒産や解雇により離職されたなど一定の要件を満たす方について、国民健康保険税の算定に用いる所得のうち、「給与所得」の額を100分の30とみなして負担を軽減します。対象となるのは離職した本人のみで、給与所得以外は軽減されません。●対象となる方(次のすべての条件を満たす方)

- ① 離職日時点で65歳未満の方
  - ② 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)または特定理由離職者(雇用期間満了などによる離職)
- ※特定受給資格者または特定理由離職者は、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知中、離職理由の番号(コード)で確認できます。
- ▶ 特定受給資格者理由コード: 11、12、21、22、31、32
- ▶ 特定理由離職者理由コード: 23、33、34
- ※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知はハローワークで発行しています。
- ※証または通知に右記の理由コード番号が記載されている方が対象です。ただし、雇用保険の特例受給資格者(短期雇用の離職に対する一時金の給付を受ける方)および高年齢受給資格者

**軽減適用期間**

離職した日	最大軽減期間
令和2年3月31日～ 令和3年3月30日	令和4年3月まで
令和3年3月31日～ 令和4年3月30日	令和5年3月まで
令和4年3月31日～ 令和5年3月30日	令和6年3月まで
令和5年3月31日～ 令和6年3月30日	令和7年3月まで
令和6年3月31日～ 令和7年3月30日	令和8年3月まで
令和7年3月31日～ 令和8年3月30日	令和9年3月まで

※届出が遅れてもさかのぼって軽減を受けることができますが、国民健康保険税は5年以上さかのぼって減額変更できないためご注意ください。

**【雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知】をお持ちになり、申告してください。**

この軽減を受けるためには、申告が必要です。仙北市に転入された方で、今までお住まいの市町村で、すでに申告していた場合でも、仙北市の国民健康保険に加入された際は、あらためて申告が必要となります。

**【先着順】仙北市物産売店支援事業補助金について**

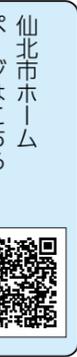
【問合せ】商工課(角館庁舎) ☎(43)3351

令和7年度中に秋田県外で開催される物産展へ出店することが確実な事業に対して、出店に係る輸送費の2分の1以内、最大5万円を補助します。

⑤ 国、地方公共団体、その他の公的団体から当該物産展への出店に係る経費について補助を受ける予定の者または受けている者でないこと。

- 補助対象者/次の要件をすべて満たす中小企業および個人事業主
- ① 市内に住所を有し、市内で事業を営んでいること。
- ② 市税に滞納がないこと。
- ③ 許認可などを必要とする物産展にあつては、許認可などを受けて実施することが確実であること。
- ④ 暴力団・風営法事業者・公益財団法人などでないこと。

● 申込期間/令和8年3月17日まで  
※先着順(予算額に達し次第、受付終了)  
● 申請先/農林商工部商工課窓口



**市内各所:「ごみ集積所アンケート」について**

【問合せ】生活環境課(角館庁舎) ☎(43)3308

仙北市では5月1日から30日まで、市内各所に設置されている各町内・集落が管理している「ごみ集積所」の現況に関する調査を行います。皆さまが日常において使用しているごみ集積所の状況を把握するため、アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

市役所各庁舎、各出張所、各公民館、田沢湖図書館、学習資料館。  
● 回答期限/5月30日(金)17時



- ① インターネットによる回答
  - ② 用紙による回答
- 市役所各庁舎に設置している用紙で回答をお願いします(設置場所)

(65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける方)は、軽減措置の対象とはなりませんので確認の際はご注意ください(特例受給資格者の資格者証または通知の右上には罫、高年齢受給資格者の資格者証または通知の右上には罫が記載されています)。

**● 届出に必要なもの**

- ① 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ※オンライン失業認定を受けられた場合は受給者証画面の提示が必要です。
- ② 失業者本人の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ

**● 軽減適用期間/離職の翌日の属する月からこの月の属する年度の翌年度末までの期間です。左上の表を参考にしてください。**

- 受付場所/税務課(田沢湖庁舎)、角館・西木市民センター、各出張所

**令和7年4月6日執行  
秋田県知事選挙の結果について**

【問合せ】選挙管理委員会事務局(田沢湖庁舎) ☎(43)1150

令和7年4月6日執行、2025年秋田県知事選挙の仙北市における結果は次のとおりでした。

総投票数	有効投票	無効投票	無効投票率
12,946	12,874	72	0.56%

各得票数		
猿田 和三	鈴木 健太	大久保 範夫
4,864	7,897	113



### 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎(43)2255

4月1日から第12回特別弔慰金の請求が開始されました。請求期間は4月1日から令和10年3月31日までです。請求受付は社会福祉課(角館庁舎1階①番窓口)で受け付けますが、

申請者の高齢化などを考慮し、最寄りの地区(各市民センター、出張所)での受付を6月から予定しています。日程の詳細は6月号の広報でお知らせします。



### 食料品を募集しています(フードドライブ)

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎(43)2255

ご家庭で眠っている食料品はありませんか？

仙北市では、食料品を集める運動(フードドライブ)を実施しています。

みなさんからお寄せいただいた食料品は、「一般社団法人フードバンクあきた」にお届けし、そこから食事に不自由されている方々への支援に活用されます。

みなさんの温かいご支援、ご協力をお願いいたします。

●実施期間/期間を設けず通年で行っています。

●受付窓口/社会福祉課(角館庁舎)、各市民センター、各出張所、社会福祉法人仙北市社会福祉協議会各支所

【ご提供いただきたい食料品】

- 穀類(米・乾麺・小麦粉など)・調味料(みそ・醤油・マヨネーズなど)・缶詰(魚・肉・果物など)
- お菓子類・インスタント食品・シトルト食品・のり・お茶・粉ミルクなど

【ご提供いただきたい食料品の条件】

- ▶ 包装や外装が破損していないもの
  - ▶ 生鮮食品以外のもの
  - ▶ 未開封のもの
  - ▶ 消費期限が明記されており、1か月以上先のもの
  - ▶ 包装や外装を移し替えていないもの(お米は除く)
- (右記条件を確認のうえ、状態によってはお持ち帰りいただく場合もありますので、予めご了承ください。)

### 仙北市協働によるまちづくり

#### 提案型補助金事業のお知らせ

【問合せ】まちづくり課(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

市では、市民などの団体が実施するまちづくり事業を支援するため、補助金を交付します。

令和7年度は予算の範囲内での事業採択を予定し、応募は5月1日(休)から随時受け付けます。

●補助対象事業/市民などの団体が地域の活性化や地域課題の解決に向け、自ら企画し実施するまちづくり事業。

※事業内容について、事前のご相談を受け付けます。

●補助対象団体/対象となる市民などの団体は、次のいずれかに該当する3名以上で構成された団体とします。ただし、要綱により対象とならない場合もありますので、詳しくは市ホームページにてご確認ください。

- ①市民の福祉向上および利益の推進を目的とする非営利の団体
- ②活動拠点を市内に有し、市内において活動を行なっている団体
- ③規約、会則などがあり、適正に会計処理が行なわれている団体

●補助金の額/補助金対象経費総額の2/3とし、30万円を上限とします。

●応募方法/申込様式に必要事項を記入のうえ、田沢湖庁舎2階まちづくり課まで持参・郵送もしくはメールで提出をお願いします。様式については市のホームページに

掲示するほか、まちづくり課へご連絡していただければ応募関係書類を配布します。

●交付の決定/応募された提案内容を審査の上、交付の可否を決定します。その他、詳細についてはまちづくり課までお問い合わせください。

仙北市ホームページはこちら↓



### せせぼく(こまぐわ)プラン事業

#### 生理用品を無償でお渡ししています

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎(43)2255

仙北市では、経済的な理由や家庭事情により生理用品のご用意が難しい方への支援として、無料で生理用品をお配りしています。

お名前、ご住所などはお伺いしませんので、支援の目的をご理解のうえ、お気軽にご利用ください。

●対象者/仙北市に在住の方

●配布窓口/田沢湖庁舎(1階)田沢湖市民センター窓口、角館庁舎



### 「空き家の解体」をお手伝いします

#### 仙北市空き家等対策支援事業補助金

【問合せ】まちづくり課(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

市では、市民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、空き家などの所有者に適正な管理を促すとともに、空き家などを解体・処分しようとする所有者で、財政援助が必要な方に対し、解体処分費の一部を補助します。

●対象となる空き家など/築40年を経過した市内に所在する居住家屋とこれに付属する工作物であって、居住そのほかの使用がなされていないことが常態であるもの。

●対象者/登記簿謄本または本市の固定資産台帳に登録されている空き家の所有者や相続人で、申請者の年間総所得金額が460万円以下であること。

●対象工事/敷地内の空き家など(立木その他の土地に定着する物を含む)と付属する工作物(車庫・小屋など)全てを解体・処分する工事。解体業者は市内の法人・個人事業者で、建築業法の許可があるなどの制約があります。

●補助金の額/解体処分費の2分の1(上限20万円)

●申請手続き・受付期限/工事着手前にまちづくり課へご連絡ください。解体された事後の申請は受付できません。また、予算の上限に達した場合は、年度途中でも申請の受付を終了させていただきます。



### 角館のサクラ文化財指定50周年

#### 記念シンポジウムを開催します

【問合せ】文化財課(角館庁舎) ☎(43)3384

国指定天然記念物「角館のシダレザクラ」と、国指定名勝「榎木内川堤(サクラ)」が文化財に指定されてから、50年が経過しました。仙北市では、角館のサクラ文化財指定50周年記念シンポジウムを開催します。

午前の部では市民の皆さまから参加者を募り、榎木内川堤の桜並木で施肥作業を実施します。午後の部では、

これまでのサクラについて振り返る基調講演と、これからのサクラについて考えるパネルディスカッションを実施します。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

●開催日時/5月18日(日)

●午前の部/サクラ施肥活動「お礼肥」

●場所/仙北市角館町榎木内川堤桜並木(横町橋から古城橋間)

●時間/10時~11時30分まで

●事前申込み/4月1日(火)~5月16日(金)(土・日曜日、祝日除く)8時30分~17時15分

●連絡先/文化財課

●午後の部/シンポジウム

●場所/仙北市角館交流センター(入場無料・申込不要)

●時間/12時45分~16時30分まで

●基調講演/講師/黒坂登氏

(仙北市さくらアドバイザー) 演題/「角館の桜守の記録」文



化財指定後50年を振り返って」角館中学校2年生による桜診断結果報告会

●発表者/角館中学校2年生代表生徒数名

●パネルディスカッション/テーマ/「50年先へ角館のサクラを引き継ぐために必要なこと」

コーディネーター/蒔田明史氏(秋田県立大学理事兼副学長) パネリスト

・橋場真紀子氏

(弘前市公園緑地課管理係主任幹校守)

・小田野直光氏

(角館武家屋敷小田野清右衛門主水家第14代当主)

・田中厚志氏

(文化庁文化財第一課文化財調査官)

・田口知明

(仙北市長)





# 狂犬病予防注射を実施します

犬の「狂犬病予防注射」は年1回の義務です。登録も忘れずに！



狂犬病予防注射（集合注射）を実施します。登録済の飼い主の方には、はがきで通知しますので、注射を受ける際は必ずこのはがきを持参してください。集合注射を利用しない場合は動物病院で必ず接種してください。会場では登録も可能です。

問合せ / 仙北市生活環境課（角館庁舎）☎ (43)3313

注射手数料：1頭につき 3,500円  
（注射済票交付手数料 550円含む）  
登録手数料：一匹につき 3,000円  
（生後 91日以上）  
※現金のみ。釣銭が出ないようお願いします。  
※登録は角館・田沢湖・西木の各庁舎窓口でお願いします。

## 手続きを 忘れずに！

- ・飼い犬が亡くなっている、市内での引っ越しなど→市役所へ届出
- ・飼い犬が仙北市から転出→転出先の市区町村へ問い合わせ（仙北市での手続きなし）
- ・飼い犬が人にけがをさせた→大仙保健所（☎ 0187-63-3694）へ届出



### 生保内・田沢地区 5月21日(水)

時間	場所
9:15 ~ 9:25	JR 刺巻駅前
9:35 ~ 9:40	四十程会館前
9:50 ~ 10:00	野村田向会館前
10:10 ~ 10:40	市役所田沢湖庁舎駐車場
10:50 ~ 11:00	大杉沢団地会館前
11:10 ~ 11:30	生保内武道館前
13:00 ~ 13:05	打野会館跡地
13:15 ~ 13:20	市役所田沢出張所駐車場
13:30 ~ 13:35	先達バス停付近
13:45 ~ 13:55	高野バス停前
14:05 ~ 14:15	石神会館前
14:25 ~ 14:30	田子ノ木

### 西木地区 5月28日(水)

時間	場所
8:40 ~ 8:45	西荒井部落会館前
8:55 ~ 9:00	山崎部落会館前
9:10 ~ 9:25	市役所西木庁舎駐車場
9:35 ~ 9:40	上門屋会館前
9:50 ~ 10:00	かたくり館駐車場
10:10 ~ 10:15	瀧野・十二峠部落会館横
10:30 ~ 10:35	久保生活改善センター前
10:45 ~ 10:50	市役所桜木内出張所駐車場
11:00 ~ 11:10	吉田体育館前
11:30 ~ 11:40	紙風船館駐車場
11:50 ~ 11:55	三共児童館前
12:10 ~ 12:15	相内湯

### 神代・白岩地区 5月22日(木)

時間	場所
8:50 ~ 8:55	大荒田会館前
9:05 ~ 9:15	東田部落会館前
9:25 ~ 9:30	いこいの森公園駐車場
9:40 ~ 9:45	森腰構造改善センター前
9:55 ~ 10:00	鎌川消防ポンプ庫前
10:10 ~ 10:25	市役所神代出張所駐車場
10:35 ~ 10:40	羽根ヶ台会館前
10:50 ~ 10:55	内陸線羽後太田駅前
11:10 ~ 11:20	下花園集会所前
11:30 ~ 11:40	白岩集落センター駐車場
11:50 ~ 11:55	内沢林業会館前

### 角館地区（白岩を除く） 5月29日(木)

時間	場所
8:40 ~ 9:00	角館武道館駐車場
9:10 ~ 9:20	旧中川小学校駐車場
9:30 ~ 9:35	川崎文化振興会館前
9:50 ~ 9:55	旧川下田部落会館前
10:05 ~ 10:10	鬼壁第一貯蓄会館前
10:20 ~ 10:25	八割コミュニティセンター前
10:35 ~ 10:40	下延コミュニティセンター前
10:50 ~ 10:55	雲然住民センター前(碓/バス停前)
11:05 ~ 11:10	雲沢集落センター前
11:20 ~ 11:35	角館消防署駐車場
11:45 ~ 11:55	角館交流センター横駐車場

## 市民参加型インフラ維持整備事業

### への資材支給の募集について

【問合せ】建設課（角館庁舎）☎ (43)2294

市民が参加し生活環境の改善を図るため、地域のインフラ維持整備を行う場合、これに必要な資材の支給を行います。

●対象者／仙北市在住の市民で、市長が適当と認める団体（市民団体、ボランティア団体など）

●対象となる事業場所／認定道路以外の道路で、公共性の高い道路および地域が共同で使用する水路など

●重複補助の禁止／農林商工部局で募集している交付金事業（多面的機能支払交付金など）と同じ場所を対象とした申し込みはできません。

●対象物／側溝などのコンクリート構造物、砂利、砕石、舗装用材など。ただし、消耗品的なものは対象外。

※資材のみを支給、工事費用は地元負担となります。

●対象件数／1申請あたり10万円を上限とし、年度を通じて1回の支給となります。

※支給対象事業は申請順を基本としますが、地域的偏差が認められると市長が判断した場合、当該事業を対象としない場合があります。

●申請方法／資材の支給を受けようとする団体は、次の募集期間内に資材支給申請書を市長あてに提出してください。

※申請書用紙は、建設課および各市民センターにあります。仙北市ホームページよりダウンロードもできます。

●募集開始／5月1日(休)から

●資材支給日／事業着手の前日までに施工場所へ運搬して支給します。

●申請先／建設課 管理係  
〒014-0392  
仙北市角館中菅沢81-8番地  
☎ 43-2294  
FAX 55-5511

## 【申請受付中】

### 仙北市中小企業活性化支援事業補助金について

【問合せ】商工課（角館庁舎）☎ (43)3351

仙北市内で新たに起業する人や現在行っている事業の拡張などを検討している事業者に対して、対象経費の1/3以内、最大100万円まで補助します。申請を希望される方は事業着手前に必ずご連絡ください（既に着手した事業は対象外となります）。

申請ができるのは、次の期間のみとなりますので、今年度申請を検討されている方は、必ず期限内に申請してください。

●補助対象者／次の要件をすべて満たす事業者

▶ 市内に住所を有し、かつ市内に主たる事業所を置いていること。

▶ 令和6年度に本補助金の交付を受けていないこと。

▶ 市税に滞納がないこと。

▶ 市内で実施し、事業の実現が確実であること。

▶ 許認可などを必要とする業種にあっては、

## 広報せんぼく「お知らせナビ」などについて

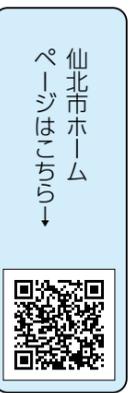
### 記事の掲載を希望される方の取扱いについて

【問合せ】総務課（田沢湖庁舎）☎ (43)1111

広報せんぼくのお知らせナビなどに掲載希望する方は、「広報せんぼく」掲載依頼書の提出が必要となります。掲載依頼書は、仙北市のホームページからダウンロードしてご利用ください。また各市民センターや出張所にも備え付けています。

掲載を依頼する際に守っていただきたい

ことや、掲載についての取り扱いについても定めていますのでホームページをご確認ください。



既に当該許認可などを受けていること。事業を営んでいない個人が起業する場合は、商工会、その他の支援機関などが実施する創業塾、経営指導などを起業前に受講しているまたは申請の同一年度内に受講すること。

▶ フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業ではないこと。

●申請書提出先／角館庁舎2階商工課窓口  
※受付期間中の平日8時30分から17時15分までに提出してください（土・日曜日、祝日は受取不可）。

●申請交付決定／審査会を開催し、決定します。



## 市営住宅入居者募集

【問合せ】建設課（角館庁舎）☎ 43-2294



### ●募集住宅／

地区	住宅名	住所	規格	階数	月額家賃（所得額による）	駐車場
角館	菅沢住宅1-12 (47年)	菅沢46-2	2LDK	3階建3階	15,100円から	なし
	菅沢住宅2-23 (47年)	菅沢46-2	3DK	3階建3階	15,100円から	なし
	菅沢住宅4-59 (46年)	菅沢42-61	2LDK	3階建3階	15,600円から	なし
	菅沢住宅6-71 (45年)	菅沢46-1	3DK	3階建3階	16,300円から	なし
	さくらぎの里 D-1-1 (28年)	雲然荒屋敷409	3LDK	2階建	20,400円から	あり（使用料あり）
	さくらぎの里 D-2-1 (28年)	雲然荒屋敷409	3LDK	2階建	20,400円から	あり（使用料あり）
田沢湖	神代団地62-2-D (39年)	卒田字白旗73-8	2LDK	1階建	13,900円から	あり
	公園南団地1-1 (40年)	生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建1階	20,900円から	あり
	公園南団地2-1 (39年)	生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建2階	20,900円から	あり
	公園南1号団地 B-2 (18年)	生保内字武蔵野105-1058	3LDK	1階建	22,500円から	あり
西木	ニューウツ塚野腰5-西 (26年)	西荒井字塚野腰164-1	3LDK	2階建	17,900円から	あり（使用料あり）
	松葉住宅東-201 (19年)	松木内字松葉278-2	2LDK	2階建2階	35,000円	あり（使用料あり）
	松葉住宅西-201、202 (19年)	松木内字松葉247-3	2LDK	2階建2階	35,000円	あり（使用料あり）

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります（抽選日から10日以内）。  
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式（FF式など）または電気ストーブを使用していただきます。  
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間／5月12日（月）～26日（月）
- 入居資格／次の①～⑤までの条件にすべて当てはまること。
  - ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む）。
  - ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下であること。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下であること。松葉住宅は所得制限なし。
  - ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。
  - ④ 市税を滞納していない方であること。
  - ⑤ 暴力団員でないこと。
- 単身入居の場合は条件がありませんのでお問い合わせください（昭和40年4月1日以前に生まれた方は申込可能なし）。
- 市外在住の方でも入居可能です。松葉住宅の月額家賃については定額となります。（所得制限なし）
- 入居申込み希望の方は事前に建設課管理係へご連絡ください。
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください（当日必着）。
- 提出先・申込書設置場所／建設課（角館庁舎）、田沢湖・西木市民センター

- 添付書類
  - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各一通（学生は除く）
  - ② 入居希望者全員の令和6年度市県民税課税証明書各一通（所得・控除・年税額の記載のあるもの）
  - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通（省略事項のないもの・婚姻予定者などは各一通）
  - ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書1通
  - ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本1通（単身であることが確認できるもの）
  - ⑥ その他特別な事由の書類 ※いずれも市役所窓口で発行されます（手数料がかかります）。
- 選考方法／応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選（申込人によるくじ引き）を行います。
- 抽選日時／6月4日（水）14時
- 抽選場所／角館庁舎2階201・202会議室
- 入居時期／6月11日（水）から

## 仙北市田沢湖玉川地区の 国有林への入林禁止について

【問合せ】  
秋田森林管理署 ☎ 018-882-2311  
農林整備課（角館庁舎） ☎ 43-2207



仙北市田沢湖玉川地区の国有林では、平成29年および30年にツキノワグマによるとみられる山菜採り中の死亡事故が発生したほか、令和4年には、人が集めた山菜を狙い接近してきたツキノワグマにより、山菜採りをしていた方が重傷を負っています。令和5年についても、積極的に人に接近するクマによる事故が発生しています。

これらの深刻な状況を踏まえ、秋田森林管理署および仙北市では、秋田県や警察などの関係機関と検討・調整し、**昨年に引き続き、今春の雪解けから秋の降雪までの期間、当該地区の国有林への入林を禁止します。**

特に、令和4年の事故を受け、秋田県からは、玉川地区の国有林には積極的に人を襲う個体が存在すること、このような個体は一般的な対策（鈴、ラジオなど）では鉢合わせの防止が困難であり（※）、繰り返し事故が発生する危険性が高いことから、同地域への入林禁止の徹底を強く指摘されています。**玉川地区の国有林には入林しないよう、お願いします。**

つきましては、国道341号沿いに規制線や看板の設置を行うとともに、当該地区の国有林に接続する林道の入口に進出禁止のゲートを設置するなどの措置をとります。

入林を予定されていた皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、人身事故が連続して発生する危険性が高い状

況を踏まえての措置ですので、ご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、次年度の取扱いについては、引き続き関係機関と検討・調整を行う予定です。

併せて、国道341号玉川旧叫沢バス停付近で、有毒ガスが発生している箇所が複数あるため、走行、停車に注意するとともに、たけのこ採りなどで玉川地区の国有林には入林しないようお願いいたします。

※秋田県からは、積極的に人に接近するのは特定の限られたクマであり、ほとんどのクマは人の気配を感じると逃げるため、鈴やラジオなどの音出しは有効な事故防止策であること、県内で発生した大半の事故は、鈴やラジオなどを持たずにクマと鉢合わせをした結果起きていることから、入山可能なエリアでは鉢合わせによる事故を避けるため音を立てる対策を行う重要性を併せて指摘されています。



## クマに注意を！

【問合せ】  
農林整備課（角館庁舎） ☎ 43-2207



これからクマが冬眠から目覚め、出没・遭遇機会が高まる懸念されます。市民の皆さまには次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ◎ 入山が禁止されている地域には絶対入らないください。
- ◎ 生ごみや廃棄物、米ぬか、家畜飼料など、クマが好むような食べ物を屋外に放置しないでください。
- ◎ 住宅は勿論、車庫や物置、作業小屋なども戸締まりを徹底しましょう。
- ◎ 農地や家の周囲のやぶは刈り払い、見通しをよくしましょう。
- ◎ 朝夕のジョギングまたは散歩は、なるべく1人は避けるようにし、コースも安全な所を選択してください。

◎ 早朝や夜間の外出、登下校、農作業、山へ入る際は、鈴やラジオなどで音を鳴らしたり、熊スプレーを携帯するなど、十分注意してください。

市民の皆さま1人ひとりが注意し、人身事故を防ぐための対策を心がけていただくようお願いいたします。

ガオーっ！



## 定住対策補助金のご案内

【問合せ】まちづくり課（田沢湖庁舎）☎43-3315



仙北市では、若者の市内定着、移住者の定住促進を図るために次のような各種補助事業を行っています。

### 一 県外からの移住者の新生活を応援します

#### 移住応援事業補助金

● 移住日以前に、秋田県において移住定住登録をした方で、令和6年10月1日以降に秋田県外から仙北市に移住し、定住しようとする方へ、移住に係る初期費用の負担軽減に向けた補助金を交付します。基本額10万円、子育て世帯加算額5万円のほか、雪国で暮らすために必要な暖房機器、除雪器具、自動車冬季用備品の購入費用について10万円を上限に助成します。

### 一 地方就職をしたい東京圏の大学生を支援します

#### 地方就職支援金

● 東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスへ4年以上（大学院の場合は2年以上）在学し、卒業・修了しているもしくは卒業見込みの方に、秋田県内への就職に向けた企業説明会や採用面接などの就職活動にかかった交通費を最大17,200円助成します。また、大学・大学院を卒業後、就職のために秋田県へ移住する際にかかった引越代などについても最大108,000円助成します。申請期限は卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内です。

### 一 東京圏からのAターン就職をお考えの方へ

#### 就業者等移住支援金

● 直近10年間のうち通算5年以上（転入直前については連続1年以上）、東京23区に在住または東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から東京23区に通勤などしていた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業などをして、仙北市に転入する場合、移住支援金として単身60万円、世帯100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の方1人につき100万円を加算）を支給。テレワーク移住や関係人口枠と認められる方も条件により対象となる場合があります。申請期限は移住後1年以内です。



← 移住定住関係の補助金  
についてはこちら

### 一 市外から移住された方の定住を応援します

#### 定住促進奨励金

● 市外に5年以上居住した後、仙北市に転入した移住者が、転入から5年を経過する日までに住宅を取得し定住する場合、完納した固定資産税相当額を、課税される初年度から3年度間助成。

### 一 結婚を希望する方のお手伝いをします

#### あきた結婚支援センター入会登録料助成

● マッチングサービスなどを提供する公的な団体「あきた結婚支援センター」に新規に入会する方の入会登録料1万円（登録期間2年間）の全額を助成。

### 一 新生活をスタートさせる新婚さんの

#### 住居費などを助成します

#### 結婚新生活支援事業補助金

● 令和7年1月1日以降に婚姻したともに39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が500万円未満の新婚世帯へ、新居の取得、リフォーム、賃借、引越しにかかる費用の一部を助成。補助経費について1世帯当たり上限30万円。ただし、夫婦共に29歳以下の場合は1世帯あたり上限60万円。

補助金の交付を受けようとする方は申請が必要で、補助要件など詳しくは仙北市ホームページ（https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html）またはまちづくり課にお問い合わせください。



● 申込期限 5月23日（金）まで  
● 申請手続 子育てファミリーサポートセンターまでご連絡ください。指定申請書の提出などについては案内します。

サービスメニュー	サポート券を使える有料サービスの内容	募集指定店
予防接種	インフルエンザやおたふく風邪の予防接種	医療機関
子育てタクシー	子育てタクシーの利用料金	子育てタクシー登録会社
絵本・育児書・文具類	幼児向け絵本、育児書の購入	市内の書店
らくがきセット	自由帳やペンのセット商品の購入	市内の文具店
幼児用靴	幼児用の靴の購入	市内の靴屋
記念写真撮影	子どもを含んだ記念写真の撮影やプリント料金	市内の写真店
パースデーケーキなど	子どものパースデーケーキやクリスマスケーキの購入	市内の菓子店
おむつ・ミルクなど	子どものおむつやミルクの購入や衛生用品	市内の販売店

### 指定店の募集を行う有料の子育て関連サービス

仙北市では、7月1日より、子育てファミリー支援事業をスタートします。  
この度、「子育てファミリーサポート券」を取扱っていただける指定店を募集しますので、ご協力いただける場合は指定申請してくださいようお願いいたします。  
※すでに申請していただいている店舗は提出不要です。  
● 子育てファミリー支援事業 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれ、就学前の子を養育している家庭に、市が指定する有料の子育て関連サービスの支払いに充てることのできる「子育てファミリーサポート券」を交付する事業。

【問合せ】こども家庭センター（角館庁舎）☎（43）22800

## 子育てファミリー支援事業に 関わる指定店を募集します



## 秋田駒ヶ岳の山開きとマイカー規制について

【問合せ】観光課（角館庁舎）☎（43）3352



### 秋田駒ヶ岳山開き参加者募集

本格的な夏山シーズンをひかえ、登山者の安全を祈願するため、若手県警石町と合同で秋田駒ヶ岳山開きを開催します。式典終了後、記念登山を実施し、秋田駒ヶ岳 男岳 頂上で栗石町と交歓会、下山後は合同の懇親会を開催します。参加を希望される方は、5月14日（水）までに観光課へお申し込みください。  
● 日時 6月1日（日）

9時 仙北市役所田沢湖庁舎出発  
10時10分 式典（神事・テープカットなど）  
10時40分 記念登山出発（天候により中止の場合があります）

12時 男岳頂上で栗石町と交歓会  
13時 駒ヶ岳八合目へ下山開始（下山後、亀の井ホテルを会場に合同懇親会）  
15時30分 《会場・亀の井ホテル》にて合同懇親会（16時45分終了予定）  
17時15分 田沢湖庁舎着・解散

※当日は送迎バスを運行します。ご希望される方は申し込みの際にお申し付けください。  
※合同懇親会不参加、もしくは栗石町側へ下山される方は、送迎バスがないため、ご自身で帰りの交通機関の確保をお願いします。  
※応募多数の場合は申し込み先着順で募集を締め切らせていただきます。

※山開き、記念登山への参加は無料ですが、下山後の合同懇親会に参加される方は、別途会費（4,500円）をご負担いただきます。当日キャンセルの場合は、キャンセル料（全額）が発生します。

※記念登山に参加される方は、各自で保険に加入してくださいようお願いいたします。  
※当日はマイカー規制日となりますので、送

迎バスをご利用にならない方は、マイカー乗り入れ規制のお知らせをご覧ください。  
● 問合せ 予約先 仙北市観光課 ☎43-3352 / FAX 54-4102

● 規制期間 6月1日～10月20日までの土・日曜日、祝日と、6月21日～8月15日までの平日

● 規制時間 5時30分から17時30分まで（※10月の規制は6時～16時30分）

● 規制対象 全車両（自転車を含む）。ただし、バス（乗車定員11人以上のマイクロバスを含む）、タクシー、ハイヤーおよび許可車両は除きます。

※マイカー規制は5m以上の大型車両は通行できません。  
※規制対象以外の車両は、定期バスに続いて通行してください。  
● 代替バス 規制実施日に、高原温泉と駒ヶ岳8合目間に定期バスを運行します。「アルパこまくさ」がマイカーからバスへの乗替場所となります。



### 電気柵などの購入にかかる費用の一部助成について

【問合せ】農林整備課（角館庁舎） ☎（43）2207

野生動物による農畜産物被害および人的被害を防止・軽減するため、電気柵などの購入にかかる費用の一部を助成します。

●対象品目／野菜、果樹、水稲および畜産全般

●補助対象経費／原則として3年以上の使用に耐えられる資材（柵線、支柱、導電性防草シートなど）の導入費用

※設置費用、資材などの運搬費、手数料、消費税などについては補助対象に含まれません。

●補助率／対象経費（税抜）の1/3以内（千円未満切り捨て）※上限額10万円

●要件／市内に住所（農業法人にあっては所在地）を有すること  
▶対象品目を出荷販売していること  
▶市税などに滞納がないこと

●申込方法／次の書類を農林整備課（角館庁舎）まで提出してください。

- 補助金等交付申請書
- 収支予算書
- 電気柵などの見積書など
- 電気柵等設置計画図

(5) 次のいずれかひとつ  
① 税務申告上の農業収入額が確認できる書類  
(例) 所得証明書、確定申告書の写し、住民税申告書の写し  
※申告書の場合、申告時の控えは対象外  
② 新規就農者の場合は申請日から1年以内に出荷販売することを証する書類



### 介護タクシー利用助成事業について

【問合せ】長寿支援課（角館庁舎） ☎（43）2281

通常の交通機関を利用することが困難な要介護認定者が、入院退院や通院、転院などのため介護タクシーを利用する場合に市がその費用の一部を助成します。

●助成対象者（①～④のすべてに該当する方）

- 介護保険適用外の利用となる入退院や通院、転院などを目的とした介護タクシーの利用が必要な方
- 仙北市に住所を有する方
- 生活保護法などほかの制度で支給を受けていない方
- 介護保険法の要介護認定において、要介護3以上の認定を受けた方

※介護タクシーの利用にあたり、ケアマネージャーがいる場合は相談するなどし可能な限り介護保険を使用した利用をお願いします。

●助成額／介護タクシー利用に係る費用のうち「保険外介護料」の2分の1の額  
※介護タクシーの利用額の2分の1の額ではありませんのでご注意ください。

●助成の範囲／  
▶利用期間／当該年度の4月1日から翌年の3月31日まで。  
▶利用区域／仙北市、大仙市、美郷町、横手市および秋田市。  
▶利用回数／片道を1回として、ひと月当たり4回まで。

●申請窓口／長寿支援課、田沢湖・西木市民センター、各出張所窓口

●申請に必要なもの／介護保険被保険者証の写し、介護タクシーを利用した領収書、通帳印鑑  
助成金交付までの流れの詳細については長寿支援課までお問い合わせください。



### 会計年度任用職員を募集します

（角館市民センター）

【問合せ】角館市民センター ☎（43）3309

角館市民センターに勤務する会計年度任用職員を募集しています。

●募集職種／事務補助

●募集人数／3人

●業務内容／土・日曜日、祝日、年末年始の日直業務、平日の市民センター総合案内窓口業務

●勤務日／シフトによる週4日勤務

／1日7時間45分  
●雇用期間／8月1日～令和8年3月31日（更新の可能性あり）  
●申込方法／履歴書を角館市民センターへ提出してください。（郵送可）  
●申込受付／5月30日まで  
●選考方法／書類審査・面接

### 6月1日採用の会計年度任用職員

（障がい者雇用）を募集します

【問合せ】総務課 ☎（43）1111

仙北市では、障がいの職場づくりの推進のため、会計年度任用職員を募集します。

●資格要件／障害者手帳など（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳ほか指定機関の判定書）の交付を受けている方

●就業場所／仙北市役所（田沢湖・角館・西木庁舎など）※1

●就業時間／8時30分から17時15分のうち、6～7時間※1

●職務内容／書類・伝票などの整理・伝票計算、パソコンによる文書・様式作成など

●募集人数／1人

●募集職種／事務補助

●雇用予定期間／6月1日～令和8年3月31日まで  
※更新する場合あり

●募集期間／5月16日（金）まで  
●面接日時／会場／5月21日（水）・田沢湖総合開発センター1階  
●申込方法／ハローワークからの紹介状（ハローワークで交付）、履歴書および障害者手帳の写し（障がいの等級および内容がわかるもの）と履歴書を、総務課または角館市民センター・西木市民センターのいずれかへ5月16日17時まで持参してください。  
※郵送の場合5月16日必着。  
※採用は面接により選考します。  
●問合せ／総務課 ☎43-1111  
※1就業場所・時間は障がいの状況などにより決定します。

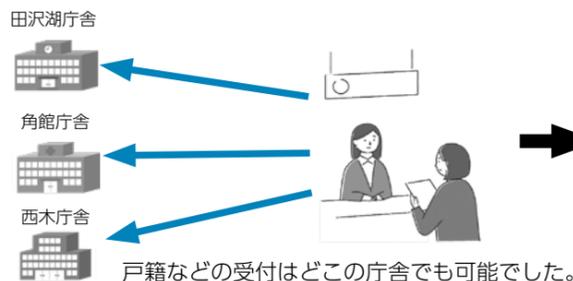
### 大切なお知らせ

check! 市役所が休みの日に死亡届や婚姻届などを出す際はご注意ください  
**10月から日直業務を角館庁舎に集約します**

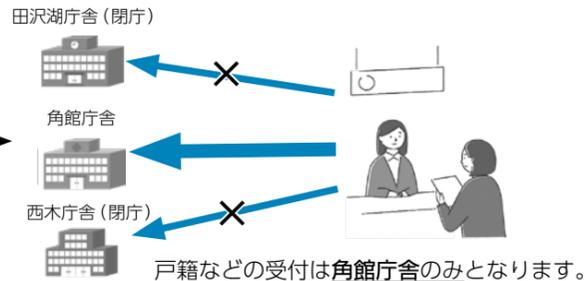
現在、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）の日直については、田沢湖・角館・西木庁舎の3庁舎で実施していますが、田沢湖・西木庁舎の日直事務取扱件数が減少していることから、今年の10月1日から日直業務を角館庁舎に集約します。

閉庁日におけるお問い合わせや戸籍届出の受領などは、角館庁舎の日直が対応しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

#### 【これまでの閉庁日の日直】



#### 【10月1日からの閉庁日の日直】



問合せ 総務課 ☎43-1111